



STOP! 介護崩壊 介護ウェブ推進ニュース — 介護ウェブの “Big Wave” をおこそう! —

09年改定に向けて、自治体への働きかけを具体化し取り組みを強めよう!

12月26日に諮問（答申）の予定 ①

○ 社会保障審議会介護給付費分科会（第62回）が開催（2008年12月12日）

厚労省から、前回示された「平成 21 年度介護報酬改定に関する審議報告（たたき台）」に、各委員から出された意見等を反映させ、加筆修正された「平成 21 年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」が提案され審議が行われました。

冒頭、大森彌分科会長（東京大学名誉教授）は、年内に「諮問・答申」をしたいという強い意向を示し、次回（12月26日）の介護給付費分科会で、舛添厚生労働大臣から社会保障審議会に諮問され、審議されることとなり、即日答申となる模様です。

この日は、審議報告（案）について検討が行われ、サービス提供責任者の人員配置基準の見直しの内容が確認された他、介護保険料（第1号）についての「年金からの天引き」と「口座振替」から選択できる制度の導入に対する反対意見等が出されました。



サービス提供責任者を「非常勤も可能」とする基準緩和を確認

サービス提供責任者の人員配置基準の新たな見直し案として、「最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする」「併せて5人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所についても、その3分の2以上を常勤者とするものとする」ことが提案され確認されました。

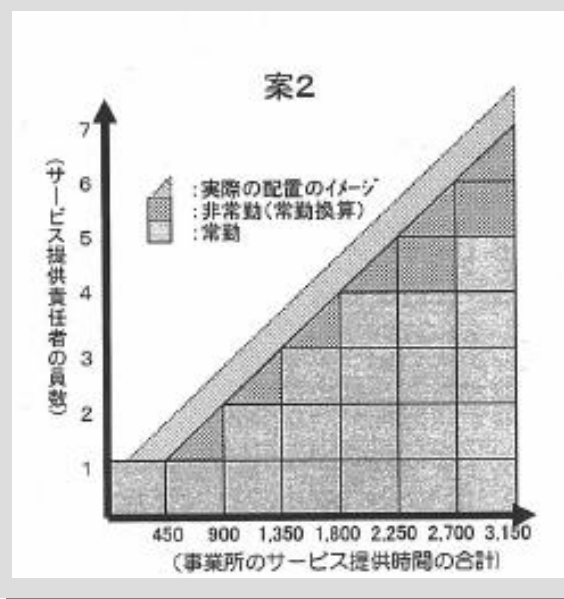
当初、提案されていた「最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、常勤換算数が常勤数を超えないものとする」という（案）に対し、「サービス提供責任者の重要性を考えると非常勤でも良いのかという疑問が残る」「常勤の比率を最低50%とするのではなく、少なくとも2/3、3/4、4/5とする必要がある」「優秀な人材であれば非常勤職員であってもサービス提供責任者の責務を十分に担えるし、非常勤職員のキャリアの選択肢も広がる」等の意見がこの間出されたことを受け、今回の新たに提案された内容で見直し、検証していくこととなりました。

厚労省が緊急に行った「訪問介護事業所へのアンケート調査（08年12月上旬実施・回答152事業所）」では、「常勤職員の確保が困難なため、必要なサービス提供責任者の配置ができず、サービス量を抑制したことがある」と回答した事業所は19%、「人員確保のため、サービス提供責任者としての適合性にかかわらず資格要件を満たす者をサービス提供責任者としたことがある」が43%、「非常勤職員の中で、資格要件を有し、かつ能力的にもサービス提供責任者として適当である訪問介護員がいる」が72%になったという結果が示されています。

稲葉雅之委員（民間介護事業推進委員会代表委員）は、ほとんどのサービス提供責任者はヘルパー業務を兼務している実態から、必ずしもサービス提供責任者として常勤ではないことを示し、当初の「常勤換算数が常勤数を超えない」とする案の導入を求めました。

小島茂委員（日本労働組合総連合会総合政策局長）は、「非常勤を導入後も、常勤のみのサービス提供責任者体制としている事業所に対し、報酬上の評価をしてもいいのではないかと新たな評価を提案した他、非常勤職員を導入した場合、「細切れの配置では常勤職員への負担が生ずるおそれがある」と、問題点を指摘し、細切れの配置にならないよう歯止めとなる規制の必要性を示しました。

サービス提供責任者の人員配置基準の見直しの内容



- 現行のサービス提供時間（450 時間）又は訪問介護員等の員数（10 人）に応じた最低基準の考え方は維持
- 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする
- 併せて職業能力開発機会の充実や業務の具体化・標準化を推進する
- 施行後の状況を検証し必要な対応を行う
- 最低基準上、サービス提供責任者を複数配置する事業所において、原則として 1 人分のみの常勤換算を可能とする
- 併せて、5 人を超えるサービス提供責任者の配置が必要な事業所についても、その 2/3 以上を常勤者とするものとする

介護事業者の処遇等に関する情報を公表する制度の導入に慎重な意見が相次ぐ

事業者が給与等の介護従事者の処遇等に関する情報を公表する制度の導入について、各委員から意見が相次ぎました。

三上裕司委員（日本医師会常任理事）は、「処遇等の公表は、小規模事業所だと個人が特定される可能性があり、個人情報保護法に抵触するのではないかと。民間に対し国が公表させた事例はあるのか」

田中滋委員（慶応義塾大学教授）は、「公表は処遇の改善がされるための手段であって、見かけ上の給与が公表される可能性もある。賃金だけに片寄った公表では本来の目的が達成できなくなる」

川合秀治委員（全国老人保健施設協会会長）は、「老健協会は団体として処遇の公表を行ってきた。義務づけられると情報公表制度と連動される可能性があり、見かけ上の内容の公表になってしまうおそれがある」

等の意見が出され、公表の”義務化”で、介護従事者の処遇改善に結びつけるはずの本来の制度の目的が失われてしまう問題が指摘されました。

これに対し堀田聡子委員（東京大学社会科学研究所特任准教授）は、「平成 21 年度介護報酬改定に関する審議報告（案）」で、「給与等は事業者と介護従事者との間で決められるものであり、その内容は労使に委ねるものであるが、事業者が、処遇等に関する情報の公表について…」としている文言について、介護従事者の処遇改善は賃金だけの問題ではないため、「処遇等改善に向けた情報の公表」としてはどうかという提案を行い、関連する部分が修正されることとなりました。

(次号②に続く)

お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp